

特記事項（共通）

「国有林野事業林産物売買契約約款」及び買受公売物件明細書の「特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、乙はその損害の賠償を負うこと。
2. 搬出路及び土場敷の設定が伐区外へ及ぶ場合は、その区域が保安林となっている箇所があることから、保安林に関する手続きを作業着手3週間以上前までに行うこと。
3. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川等を汚濁して下流域に被害を与えないよう防止措置をすること。
4. 林道上で重機による伐木造材及び集材は行わないものとする。
5. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保に努めるとともに、林道等に接続する公道を汚さないようにすること。伐出作業等終了前に必ず管轄する森林官等に連絡を取り、林道補修について現地確認を受け、補修を行うものとする。ただし、森林官等が林道補修を不要と判断した場合は、この限りではない。
6. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとする。
7. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
8. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
9. 官民地界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うこと。
11. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し、損傷しないようにすること。
12. 買受人は、私有地を搬出路及び土場として使用する場合は、事前に土地所有者に使用承諾を得たうえで、作業に着手すること。
13. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。
14. 作業着手前に、物件が所在する市町村（支所）担当者へ事業計画を説明し、必要に応じて調整を図ること。

15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報(売買契約者名・事業着手前に提出された入林届)を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
16. 「森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書(立木販売)」5事業実施後の整理(1)枝条・残材の整理 に関して、特に伐倒後の採材において発生する根元材・梢端材を極力林内に残置することのない作業方法に努めることとし、木質バイオマス資材等への有効活用を図ること。
17. 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること
 - ①作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
 - ②作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ③喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁とする。
 - ④指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消化を徹底したうえで、吸い殻は必ず持ち帰ること。
 - ⑤刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業すること。
 - ⑥買受人は上記①～⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して周知徹底すること。